

# 豊中市広報戦略アドバイザー設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市政情報や本市の魅力等を発信する広報活動を充実させるため、専門的立場から助言や相談等を行う「豊中市広報戦略アドバイザー」(以下、「アドバイザー」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

## (職務)

第2条 アドバイザーは、市政情報や本市の魅力等を市民や市外の人に広く効果的に発信、周知したり、それらに関わる情報や課題等を的確に把握したりする広報活動について、専門的知見や情報等を助言、提供並びに相談に応じるものとする。

## (委嘱)

第3条 アドバイザーは、前条に掲げる職務に関する専門性を有する学識経験者や実務経験者から豊中市長(以下、「市長」という。)が委嘱する。

2 同時期に委嘱するアドバイザーは4人以内とする。

## (委嘱期間)

第4条 アドバイザーの委嘱期間は、原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定に関わらず、市長はこれを解くことができる。

- (1) 心身の故障等により、職務の遂行に支障があるとき。
- (2) 職務状況が不良のとき。
- (3) 故意又は過失により市に損害を与えたとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、その職に必要な適格性を欠くと認められるとき。

## (秘密保持)

第5条 アドバイザーは、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (庶務)

第6条 アドバイザーに係る庶務は、都市経営部広報戦略課が行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。